

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅱ－1 経営管理</p> <p>Ⅱ－1－2 主な着眼点</p> <p>(7)保険計理人</p> <p>保険会社の財務の健全性を確保し維持していくためには、取締役会において選任された保険計理人が自らの役割を理解し当該保険会社の保険数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ－1 経営管理</p> <p>Ⅱ－1－2 主な着眼点</p> <p>(7)保険計理人</p> <p>保険会社の財務の健全性を確保し維持していくためには、取締役会において選任された保険計理人が自らの役割を理解し当該保険会社の保険数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>法第 121 条第 1 項第 1 号(法第 199 条において準用する場合を含む。)</u>に掲げる事項の確認をする場合は、<u>危険準備金が規則第 69 条及び第 70 条に規定するところにより、適正に積立てられているかの確認を含むものとする。特に、第三分野保険(法第 3 条第 4 項第 2 号又は同条第 5 項第 2 号に規定する保険をいう。以下同じ。)</u>における、<u>平成 10 年大蔵省告示第 231 号に規定するストレステストを使用しての積立額の算出の合理性・妥当性の確認については、留意するものとする。</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日になります。

現 行	改正案
<p>Ⅱ－2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ－2－1 責任準備金の積立の適切性</p> <p>Ⅱ－2－1－2 積立方式</p> <p>(5) 危険準備金Ⅰにおける「その他のリスク」に係る積立基準及び積立限度の設定については、手術給付、介護給付その他の保険給付のリスクに応じたものとなっているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ－2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ－2－1 責任準備金の積立の適切性</p> <p>Ⅱ－2－1－2 積立方式</p> <p>(5) 危険準備金Ⅰ及びⅣにおける「その他のリスク」に係る積立基準並びに積立限度の設定については、手術給付、介護給付その他の保険給付のリスクに応じたものとなっているか。</p> <p>(6) <u>第三分野保険のストレステストを使用しての危険準備金の算出にあたっては、平成10年大蔵省告示第231号の規定に基づき算出を行うものとし、危険準備金算出部門とは別の内部監査部その他の適切な部門と相互牽制機能を確保する態勢が、社内規程等において明確になっているか。</u></p> <p>(7) <u>ストレステスト及び負債十分性テストについては、その実施にあたり以下に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>保険事故発生率が悪化する不確実性を適切に考慮したものとなっているか。</u></p> <p>② <u>原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに実施することとするが、次の i、ii の条件を満たす場合は、まとめて実施してよいこととする。</u></p> <p>i <u>当該保険契約において、支払い事由として規定される給付内容が給付事由及びリスク特性の観点から同等と考えられ、過去のデータ又は統計資料により同等性が確認されていること。</u></p> <p>ii <u>予定発生率の算出に用いた統計資料が同じであること。</u></p> <p><u>なお、一契約(この際、主契約、特約があり、それぞれを選択して契約できる場合は、それぞれを一契約とする。)において、複数の給付</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日になります。

現 行	改正案
(新設)	<p><u>事由を合せて給付しているケースにおいては給付事由ごと i、ii の条件を満たす必要がある。ただし、発生率が十分小さく、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い保険給付においては、この限りではない。</u></p> <p>③ <u>被保険者数が少なく、統計的な取り扱いが困難なケースにおいては、以下の取り扱いも可とする。</u></p> <p>i <u>発売後十分な期間が経過しておらず、ストレステスト又は負債十分性テストにおいて統計的な取り扱いが困難なケースにおいては、予定発生率の算出に用いた過去の実績又は統計資料を活用することにより、データの不足等を補うための適切な保険数理の方法を用いてよい。ただし、この場合にあっても実績データが予定発生率の算出に用いたデータとの間に大きな乖離がないか検証し、実績データを踏まえた適切な対応を行う必要がある。</u></p> <p>ii <u>新契約の募集を停止し、かつ被保険者数が少なくなったことにより、大数の法則が機能せず、結果として収支相等の原則の適用が困難なときは、当該契約集団の給付額(対象保険金を必ず支払うものとして算出した額)を、負債十分性テストにおける支出見込額として使用することができる。この場合においては、ストレステスト(危険準備金IVの算出)は適用しないこととする。</u></p> <p>④ <u>ストレステスト及び負債十分性テストの基礎率を同じくする契約区分は同一のものを使用することとする。</u></p> <p>(8) <u>第三分野保険における予定死亡率</u> <u>第三分野保険については、被保険者集団の特性や生存保障性を考慮し</u></p>

現 行	改正案
<p>II—2—1—4 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1) 将来収支分析について</p> <p>生命保険会社の保険計理人が、<u>法第 121 条第1項の規定に基づく確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、金融庁長官が認定した基準</u>に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。</p> <p>(新設)</p> <p>(17)開示の際の保険種目の区分</p> <p>①規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社))に規定す</p>	<p><u>た死亡率を使用して積み立てを行っているか。</u></p> <p>II—2—1—4 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(1) 将来収支分析について</p> <p>① 生命保険会社の保険計理人が、<u>平成 12 年金融監督庁・大蔵省告示第 22 号(以下「将来収支分析告示」という。)第 1 項に規定する認定基準に基づいて法第 121 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号(法第 199 条において準用する場合を含む。)</u>に掲げる事項の確認に関する将来収支分析を行うに際して、<u>当該認定基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。</u></p> <p>② <u>規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号ハに掲げる事項を開示するにあたっては、少なくとも以下に掲げる事項を分かりやすく開示すること。</u></p> <p>イ <u>第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方</u></p> <p>ロ <u>負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性</u></p> <p>ハ <u>テストの結果(追加責任準備金(保険料積立金・未経過保険料)、危険準備金の額)</u></p> <p>(17)開示の際の保険種目の区分</p> <p>①規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社))に規定す</p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日になります。

現 行	改正案
<p>る「保険種目の区分」は、火災保険、海上保険、傷害保険、自動車保険、自動車損害賠償責任保険、賠償責任保険、信用・保証保険及びその他の保険とする。ただし、賠償責任保険及び信用・保証保険をその他の保険の内訳として取り扱うこと、並びに正味収入保険料の割合が保険種目計の正味収入保険料の割合の5%未満となる保険種目については、その他の保険に合わせて区分することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>②規則第59条の2第1項第3号ホに規定する「平均的な支払期間が長い保険契約の種類」は、傷害保険、自動車保険及び賠償責任保険とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>る「保険種目の区分」は、火災保険、海上保険、傷害保険、自動車保険、自動車損害賠償責任保険、賠償責任保険、信用・保証保険及びその他の保険とする。ただし、賠償責任保険及び信用・保証保険をその他の保険の内訳として取り扱うこと、並びに正味収入保険料の割合が保険種目計の正味収入保険料の割合の5%未満となる保険種目については、その他の保険に合わせて区分することができる。</p> <p>※ <u>当該別表の保険契約に関する指標等の項第3号に規定する損害率の第三分野保険の開示区分については、傷害保険の区分等を少なくとも、医療、がん、介護、その他の商品に区分するものとする。</u></p> <p><u>ただし、販売量が極めて少ないため有意な情報が得られない場合については、その旨注記したうえで、適切な区分に含める取扱いを行ってもよい。</u></p> <p>②規則第59条の2第1項第3号ホに規定する「平均的な支払期間が長い保険契約の種類」は、傷害保険、自動車保険及び賠償責任保険とする。</p> <p>③<u>規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(生命保険会社))・保険契約に関する指標等の項第10号に規定する「給付事由又は保険種類の区分」は、少なくとも医療(疾病)、がん、介護、その他に区分するものとする。</u></p> <p><u>ただし、販売量が極めて少ないため有意な情報が得られない場合については、その旨注記したうえで、適切な区分に含める取扱いを行ってもよい。</u></p>

現 行	改正案
<p>II-2-6 再保険に関するリスク管理 II-2-6-3 再保険に係る方針の開示 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>損害保険会社が規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。</p>	<p>II-2-6 再保険に関するリスク管理 II-2-6-3 再保険に係る方針の開示</p> <p>(1) <u>生命保険会社</u></p> <p>① <u>保険業法施行規則の別表「規則第59条の2第1項第3号ハ関係(生命保険会社)」の保険契約に関する指標等・第6号から第9号までの開示を行う場合、第三分野保険(規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。)</u>については、別途開示を行うものとする。</p> <p>② <u>規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。</u></p> <p>イ <u>再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針</u> ロ <u>再保険カバーの入手方法</u></p> <p>(2) <u>損害保険会社</u></p> <p>① <u>保険業法施行規則の別表「規則第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社)」の保険契約に関する指標等・第5号から第8号までの開示を行う場合、第三分野保険(規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。)</u>については、別途開示を行うものとする。</p> <p>② <u>規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日になります。

現 行	改正案
<p>① 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針</p> <p>② 再保険カバーの入手方法</p> <p>③ 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再保険の内容</p> <p>Ⅱ—2—7 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>Ⅱ—2—7—2 主な着眼点</p> <p>(10) 商品販売開始後のフォローアップ</p> <p>⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、定期的にモニタリングを行い、販売方針の変更、商品内容や価格の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための<u>基準を設定しているか。</u></p> <p>Ⅱ—2—8 保険引受リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ—2—8—2 主な着眼点</p> <p>(2) リスク管理</p> <p>(新設)</p>	<p>イ 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針</p> <p>ロ 再保険カバーの入手方法</p> <p>ハ 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再保険の内容</p> <p>Ⅱ—2—7 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>Ⅱ—2—7—2 主な着眼点</p> <p>(10) 商品販売開始後のフォローアップ</p> <p>⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、<u>少なくとも基礎率を同じくする保険契約の区分ごとに発生率の変動要因を分析・検証し、悪化の場合にはその原因を特定できるように定期的なモニタリングを行い、販売方針の変更、商品内容や価格の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>Ⅱ—2—8 保険引受リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ—2—8—2 主な着眼点</p> <p>(2) リスク管理</p> <p>⑧ <u>第三分野保険に係るリスク管理については、商品開発時から支払時まで発生するリスクがそれぞれ相互に関連し合うことや、保険種類によって内在するリスクが異なり、保険事故発生時において外的要因や契約者の想定外の行動といった不確実性が実現する可能性があることから、保険</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日になります。

現 行	改正案
<p>II—3—5 顧客保護等</p> <p>II—3—5—1—2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(10)～(17)</p>	<p><u>種類別に募集・引受から支払までを一連のものとして管理するとともに、これらの不確実性について注意深く観察・分析するなど、経営陣を含めた内部統制の在り方を踏まえたリスク管理態勢の整備を図っているか。</u></p> <p>II—3—5 顧客保護等</p> <p>II—3—5—1—2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(10) <u>規則第53条第1項第7号の2に掲げる書面において、予定発生率の合理性を記載するにあたっては、基礎率変更権の設定に伴い、予定発生率を安易に変更して保険料等の変更を行うものではないことを契約者に示す観点から、予定発生率が合理的な基礎データに基づいて設定されていることを記載しているか。</u></p> <p>(11) <u>規則第53条第1項第7号の3に掲げる書面の作成にあたっては、以下のことに留意しているか。</u></p> <p>① <u>同号ロに掲げる「基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移」については、当該指標の水準が概ね把握できるような、適切な区分により記載してもよいこととする。</u></p> <p>② <u>同号ハに掲げる「その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項」については、基礎率変更権行使基準に該当しても、当該行使基準を行使しない理由(経営判断の理由)その他参考となる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(12)～(19) (略)</p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日になります。

現 行	改正案
<p>IV. 保険商品審査上の留意点</p> <p>IV-4 第三分野</p> <p><u>IV-4-1 入院・通院支払限度日数</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>IV. 保険商品審査上の留意点</p> <p>IV-4 第三分野</p> <p>(削る)</p> <p><u>IV-4-1 基礎率変更権の設定について</u></p> <p><u>第三分野保険の基礎率変更権の設定に関し、規則第11条第1項第7号イに定める審査基準に基づいて審査を行う場合は、以下の点に留意して審査するものとする。</u></p> <p>(1) <u>その他これに準ずる給付を行う保険契約とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症に対する人の状態等に対する給付を行う保険契約とする。</u></p> <p>(2) <u>基礎率変更権行使基準の設定にあたっては、以下の要件を全て満たしているか。</u></p> <p>i <u>予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標については、予定発生率を変更して保険料又は保険金を変更するという趣旨に適合するものとして、次に掲げるいずれかの割合又は当該割合に準じたものとなっているか。</u></p> <p>イ <u>予定発生率に対する実績発生率の割合</u></p> <p>ロ <u>保険料収入(責任準備金繰入・戻入調整をした当該年度の危険保険料と付加保険料の合計)に対する保険金の支出額の割合</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日になります。

現 行	改正案
(新設)	<p><u>ii iに掲げる指標の設定にあたっては、実績発生率が悪化した場合の、当該保険契約の損益見込みに照らして、適切な水準となっているか。</u></p> <p><u>iii iに掲げる指標に達した後、保険料又は保険金の変更を行う手続きが、明確になっているか。</u></p> <p><u>(3) 実績発生率の管理や基礎率変更権の行使の意思決定を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>IV-4-2 基礎率変更権を行使する認可申請の取扱い</u></p> <p><u>第三分野保険の基礎率変更権の行使のための申請があった場合には、以下の点に留意して審査するものとする。</u></p> <p><u>(1) 約款に定める基礎率変更権の規定(基礎率変更権行使基準等)に反しないものとなっているか。</u></p> <p><u>(2) 社内において定められている基礎率変更権の行使の手続きが遵守されているか。</u></p> <p><u>(3) 契約者に対して、契約締結時にあらかじめ十分な説明が行われ、その後も基礎率変更権行使基準に該当するかどうかの情報開示が定期的に行われていたか。</u></p> <p><u>(4) 変更後の予定発生率が、実績発生率等に照らして保険数理に基づく合理的かつ妥当なものとなっているか。</u></p>
(新設)	<p><u>IV-4-3 保険金等の支払時における契約者等の保護のための措置</u></p> <p><u>被保険者を受取人とする保険契約において、保険金等の支払事由が発生</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日になります。

現 行	改正案
<p>IV-5 保険数理 IV-5-1 保険料</p> <p>(3) 予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。</p>	<p><u>し、被保険者が物理的に請求を行い得ない蓋然性が高い保険契約については、被保険者に代わる者が速やかに保険金等の請求を行えるように十分な措置を講じているか。</u></p> <p>IV-5 保険数理 IV-5-1 保険料</p> <p>(3) 予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。</p> <p><u>また、第三分野保険において使用する死亡率については、被保険者集団の特性や生存保障性を考慮したものとなっているか。</u></p>